

Title	斯道文庫所蔵明刻本『史記題評』書入れ『史記正義』佚文の研究(上)
Sub Title	A Study of the Lost Notes of the Shiji Zheng Yi, Written in the Margin of the Ming Dynasty Printed Edition of the Shiji Tiping in the Shido Bunko Institute (1)
Author	須山, 哲治(Suyama, Tetsuji)
Publisher	慶應義塾大学附属研究所斯道文庫
Publication year	2003
Jtitle	斯道文庫論集 (Bulletin of the Shidô Bunko Institute). No.38 (2003.) ,p.319- 351
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00106199-20030000-0319

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

斯道文庫所蔵明刻本『史記題評』書入れ『史記正義』佚文の研究(上)

須山哲治

一、はじめに

【史記】が完成したのは、紀元前九十一年頃のことだとされている¹⁾。その後、前漢の宣帝の時に褚少孫が、成帝期には馮商が増補を行った²⁾。その後も劉歆・楊雄等が【史記】に対して増補を行ったとされ³⁾、そして後漢の桓帝期には早くも、現在【史記】最古の注釈書と考えられている【史記音義】(已散佚)が、延篤によって著されている⁴⁾。

その後、後漢から唐代に至るまで、【史記】の注釈は陸統と現れたが⁵⁾、現存するものは劉宋裴駟の【史記集解】、唐司馬貞

【史記索隱】、張守節【史記正義】だけである。この三注が「三家注」と総称され、現在においても【史記】読解の上で極めて高い重要性を有していることは、もはや贅言を費やす必要もないであろう。

これら三家注は、元来は全て単独の注釈として世に問われたものであったが、南宋期にいたって、合刻本の形で刊行されるようになった⁶⁾。始め集解・索隱二注合刻本が刻され、間もなく集解・索隱・正義三注合刻本が刊行された。現存する最古の集解・索隱二注合刻本は、南宋乾道七年(一一七一年)蔡夢弼刊本で、最古の集解・索隱・正義三注合刻本は南宋慶元年間(一一九五―一二〇〇)黄善夫刊本であり、その間僅か三十年ほど

しか離れていない。

ところで、この三注合刻本が刻された際、単注本『史記正義』の注文約千数百条が刪節された。これが所謂『史記正義』佚文^②と呼ばれるものである。『史記正義』に刪節された注文があることは、既に清代には指摘されていたが、その具体的な姿が明らかになるのは、我が国の滝川龜太郎博士の研究を待たねばならなかった。博士は本邦に残る古抄本や、刊本の欄外標記に見える『正義』佚文を収集し、『史記会注考証』^③において公表したのである。

滝川博士によって始められた我が国の『史記正義』の佚文研究は、その後水沢利忠両博士、小沢賢二氏へと引き継がれた。三氏によって、我が国の刊本や抄本などの史料に見られる『史記正義』佚文が網羅的に調査された。調査された史料は計約三十^④、これまでに公開された佚文は約千六百条以上の多きにのほり、その成果は我が国のみならず、中国大陸・台湾においても高く評価されている。

ところで筆者は、慶應義塾大学附属研究所斯道文庫において、明版『史記題評』を調査する機会を得、本版の欄外に書入れがなされている『正義』佚文が、これまで三氏によって報告され

た『正義』佚文に対して校訂を行う上で、大いに益する所があることに気づいた。そこで、本稿に於いて、これまであまり注目を払われてこなかった斯道文庫蔵『史記題評』を世に紹介し、並びに、本書の『正義』佚文研究史料としての性格に着目、これを翻刻することとした。また、翻刻に際し、『正義』佚文の校訂上特に重要と思われる佚文については特に、筆者の見解も附記した。

二、従来の『史記正義』佚文研究について

前述の通り、本邦において最初に『正義』佚文の本格的な収集を行ったのは、滝川龜太郎博士である。滝川博士の『正義』佚文収集の実態に関しては、水沢利忠氏『史記会注考証校補』巻九（一八一―一八四頁）や小沢賢二氏『史記正義佚存訂補』の解説^⑤において詳しく考証されているため、ここでは概要を述べるだけに止めたい。

滝川博士は、東北大学図書館に蔵されている狩野亨吉旧蔵の慶長間刊八行有界古活字本や寛永正保間刊九行無界古活字本の欄外標記を中心に、『史記幻雲抄』、大島賢川著『博士家本史記

異字」などの史料を調査して、「正義曰」という文字が冠されている『正義』の佚文千四百条以上を収集し、これに三注合刻本の「史記正義」と全く同じ待遇を与え、『史記会注考証』に収録した。

滝川博士に続いて、『正義』佚文の収集、研究を行ったのは、水沢利忠博士である。

水沢博士は、滝川博士の『正義』佚文収集について、「佚文收拾としては、その数量に於いても、その方法に於いても、まさに画期的なものであった¹¹⁾と高く評価する一方で、(A)收拾操作の上に厳密性を欠く、(B)收拾された『正義』佚文の校訂が十分でない、など『正義』佚文の校訂に関するものを中心に、合計五点に涉って批判的意見を述べている¹²⁾。

(A) について水沢博士は、滝川博士が「正義曰を冠しない書入れ」や「正義曰に含まれることのない書入れ」までも「正義佚文と認めて收拾されて」いる事に拠る、と述べており、(B) については、「博士が正義佚文の收拾に用いられた資料が正義佚文の『書入れ』のある史記古版本中でも、よりプリミティブなものではなかったこと、或いはその資料が二、三種に限られていたことなどに起因する」問題であるとしている。

水沢博士は以上のような観点から、所謂「南化本」（現在国立歴史民俗博物館に所蔵される、南宋慶元黃善夫刊本『史記』の書き入れ部分を指す）を中心とした十数種類にのぼる史料を新たに調査し、滝川博士が公開した佚文を校訂、その成果を『史記会注考証校補』において発表した。また、同書において水沢博士は、滝川博士未発表の佚文二百余条を新たに收拾・収録している。

『史記会注考証校補』において水沢博士が行った『史記正義』佚文に対する校訂は、詳細且つ全面的なものであり、その成果は国内外で高く評価されているが、この度筆者が調査した『正義』佚文が、水沢博士の校訂作業を少しく補い得れば幸甚の至りである。

水沢博士の研究に続き、『正義』佚文の校訂・收拾を全面的に行ったのが、小沢賢二氏である。氏は、滝川博士の手による手録本『史記正義佚存』¹³⁾を詳細に調査、これを藍本として『正義』佚文の校訂を行った。その成果は、水沢利忠編『史記正義の研究』の中に、「史記正義佚存訂補」として収められている。

三、斯道文庫蔵『史記題評』について

斯道文庫蔵『史記題評』の書誌は、以下の通り。

史記題評百三十巻（七十冊 欠首二冊）091-1222-70

斯道文庫蔵本欠巻一—三 明楊慎・李元陽輯訂 明高世魁校

明嘉靖十六年（一五三七）胡有恒・胡端敦刊本

縹色表紙（改装）。左肩に書題簽があり、墨書にて「史記（本紀第三）」と記す。中央上部に添外題を書し、篇名を標記。

書き入れ（後述）を施す必要から、元来の料紙の匡郭外を別紙補貼。

巻首に、「集解序」「索隱序」「索隱後序」「正義序」「正義論例詁法解」（論史例論注例・論字例・論音例・音字例・發字例・詁法解・列国分野）があり、次に「目錄」がある。目錄の後に、「史記題評／諸儒名氏」とあって、孔安国から楊慎に至るまでの歴代の史記学者の姓名を著録する。なお、第六十二冊冒頭に、「補史記序」（部分）が竄入。

正文第一行に「史記題評卷四」とある。また、次行下半に

「明（楊慎）李元陽輯訂高世魁校正」とある巻もある。左右双辺。每半葉九行、二十字。注小字双行。版心は白口、単白魚尾で、魚尾上に「史記卷四」と題し、魚尾下には「周本紀」と題する。その下に葉数と刻工名を記す。上欄外眉端に諸家の史評・弁論・發微・楊慎の注を標記。欠葉は墨筆にて補写。墨・朱筆による訓点、句点、旁抹。

巻末に、「嘉靖十六年丁酉福州府知府胡有恒同知胡端敦雕」との刊記あり。また、墨筆にて「至元戊子葛節吉／州安福 彭寅翁／新刊于崇道精舍」と元彭寅翁刊本の刊記を筆写。南禅寺金地院の蔵書印。

墨筆による大量の書き入れ有り。その中には、『資治通鑑』・『通鑑』胡氏注・『困学紀聞』などの引用と共に、『正義』佚文が含まれる。書き入れの筆跡は三種。墨色その他から、室町時代末から近世初期（十六世紀後半頃）のものかと推定されるが、誰の手によるものかは明らかではない。

『史記題評』は内閣文庫にも所蔵され、これについては水沢博士が調査を行い、書誌情報を明らかにしている。¹⁴⁾ 斯道文庫蔵

本は内閣文庫蔵本と同版ではあるが、内閣文庫蔵本には書き入れはなされておらず、この点において、斯道文庫蔵本とは大いに性格を異にしている。

なお、斯道文庫蔵本『史記題評』に書入れられている『史記正義』佚文は、滝川・水沢・小沢三氏未見のものであり、筆者がこれを調査したところ、三氏が收拾・校訂・公開した『正義』佚文を校勘する上で益となる、貴重なものであることが判明した。

四、斯道文庫蔵『史記題評』本書入れ『史記正義』

佚文翻刻

以下に、斯道文庫蔵『史記題評』（以下「金本」と称す）欄外に書入れられている『史記正義』佚文を翻刻する。

なお、紙幅の都合から、本稿では巻六の「秦始皇本紀」から巻九十の「魏豹彭越列伝」までの『正義』佚文を翻刻するに止めた。巻九十一以下については、稿を改めて掲載するつもりである。

凡例

一、翻刻に当たっては、まず『史記』正文の該当箇所を「」で記し、続いてその箇所が『史記会注考証』（以下「滝（川）本」と略称）のどの部分に当たるかを、頁数、行数の順で示した。なお、この書式は、『史記会注考証校補』（以下「水沢本」と略称）のものを全面的に参考にしている。

一、金本『正義』佚文は○印の後に記した。また、水沢本所収の佚文と些かでも異なる場合は、煩を厭わず、●印の後に水沢本の佚文を収録し、比較検討の便を図った。

一、水沢本では、水沢博士自身の校勘記は双行の割注の形で記載されているが、本稿では、（ ）の中に収めた。なお、比較の便を図るため、校勘記の部分に該当する字数分の空格を、金本『正義』佚文に挿入してある。

一、金本『正義』佚文のうち、判読不能なものは、□で示した。一、金本『正義』佚文、水沢本佚文共に、欠落部分がある場合は、その部分を―で示した。

一、記号・略号・略称に関しては、水沢本の凡例に従ったので、そちらを参照していただきたい。なお、本稿独自のものとして、前掲の「金本」、「滝（川）本」、「水沢本」の他に、小沢氏の

〔史記正義佚存訂補〕を「小沢本」と略称している。

一、「史記正義」佚文校訂上、特に重要と思われる部分については、※印の後に筆者の校勘記を附し、愚見を述べた。

卷六 秦始皇本紀第六

〔御史大夫劫〕 滝二、四

○率所類反

卷八 高祖本紀第八

〔廷中吏無所不狎侮〕 滝五、九

○廷中吏泗水及沛縣之廷也狎輕狎

侮慢也府縣之吏高祖皆輕慢也廷音停

●廷中吏泗水及沛縣之廷也狎輕俳（南化謙岩本俳作狎）也
侮慢也府縣之吏高祖皆輕慢也廷音停（瀧川本無上三字）

〔南化〕〔幻〕〔謙〕〔岩〕〔瀧〕

〔常從王媼武負貫酒〕 滝五、一〇

○王媼者王家母武負者魏大夫如耳之母也

〔酒讎數倍〕 滝六、四

○數倍按言聖帝所至皆有福祐故酒讎數倍及衆驚怪彦作産
※瀧川、水沢両氏未公開の佚文である。なお、小沢本六七
一頁には記載されている。

〔無所詘〕 滝八、五

○詘謂不屈於人下

〔祭蚩尤於沛庭〕 滝一六、八

○管仲子曰葛盧之仙發而出金蚩尤愛之以作劔

戟然則 交者發也

●管仲子曰葛盧之山發而出金蚩尤愛之以作劔（謙幻本劔作
劍）戟然者（岩本無者）交者發也〔南化〕〔幻〕〔謙〕

〔岩〕

〔襄城無遺類〕 滝二四、六

○言項羽曾攻襄城襄城之人無間

復遺餘種類皆坑之漢書嘯類即依古義

●言項羽曾攻襄城襄城之人無間（幻本作間）大小盡殺之無
復遺餘種類皆坑之漢書嘯類即依古義

〔南化〕〔幻〕〔岩〕

〔瀧〕

〔告諭秦父兄矣〕 滝二四、一〇

○父兄猶長少也

〔與父老約法三章耳〕 滝三五、一

○約省也滅也省滅秦之煩法唯三章謂殺人傷人及盜

〔三月、漢王從臨晉渡〕 滝四五、一〇

○臨晉即蒲津關

※滝川、水沢西氏未発表の正義佚文である。南化本にも見える。

〔雎水上大破漢軍〕 滝四八、一

○雖音雖雎水故瀆首起沛州陳留縣南合通齊渠入泗

●雖音雖雎水故瀆首起汴州陳留縣南通齊渠入泗〔南化〕

【幻】【謙】【岩】

〔至即絶河津反爲楚〕 滝五〇、四

○絶斷也河津 即蒲州――

蒲津關也蒲津橋即此處也

從同州由橋――

漢也

河東即斷之而叛

●絶斷也河津（幻本作漢）即蒲州滿洲（南化幻謙本無滿州

二字）蒲津關也蒲津橋即此處也婉（瀧川幻本無上三字）豹

從同州由橋至（南化謙本無至岩本至作過）河東即斷之而叛

漢也〔南化〕【謙】【岩】【幻】【瀧】

〔因殺魏豹〕 滝五二、三

○史記項羽及高祖紀漢書及史記月表皆言三年殺魏豹而月表

又言周苛魏豹死在四年夏四月表誤

〔虜中吾指〕 滝五八、一〇

○恐事卒

壞散故言

中吾足指

●恐士――（南化謙岩本土作事謙本土下有卒）壞散故言（幻

本言下有山）中吾足指〔南化〕【謙】【岩】【狩】【幻】【高】

【瀧】

※狩本にはこの佚文はない。

〔舉九江兵而迎之〕 滝六一、二

○漢書云漢亦遣人誘楚大司馬周殷殷叛楚以――

屠六舉九江兵應黥布

●漢書云漢亦遣人誘楚大司馬周殷殷叛楚以舒（南化謙本無

舒）屠六舉九江兵應黥布〔南化〕【謙】【岩】【幻】【瀧】

〔譬猶居高屋之上建瓴水也〕 滝七一、二

○幡鳥也應李貞意

――言齊境闊不啻千

里故云外蘇劉秦之縣隔也秦之外齊次之應李蘇劉同百萬十分之二十萬唯應

李秦齊相敵獲到秦強而齊次

之者與上說封素今引虞喜爲異義猶與上同

●幡寫也應李貞意（岩本作心）齊之縣隔也言齊境闊不啻千里故云外蘇劉秦之縣隔也秦之外齊次之應李蘇劉同百萬十分之二十萬唯應（南化幻本無應）李秦齊相敵獲到秦強而齊次之者與上說封素今引虞喜爲異義猶與上同【南化】【幻】【謙】

【岩】

※金本では、「齊次之」の後、改行を挟んで「胡注泰山在齊之南境齊負以爲固」という注文があり、更にその後改行を挟んで、「應李蘇劉同……」以下の注が書入れられている。これによれば、「應李蘇劉同百萬十分之二十萬唯應李秦齊相敵獲到秦強而齊次之者與上說封素今引虞喜爲異議猶與上同」の部分は、「正義」佚文ではない可能性が想定される。なお、南化本・幻本においても、「齊次之」と「應李蘇劉同……」との間には改行が挟まれている。この事からも、「應李蘇劉同……」以下は「正義」佚文と見なすべきではないであろう。謙・岩本は未見。

〔立故趙將趙利爲王〕 滝七三、四

○漢書云韓王信之將曼丘臣王黃其立故趙後

利爲王按故趙六國時趙也

●漢書云韓王信之將曼丘臣王黃共立故趙後趙（南化謙岩本無趙）利爲王按故趙六國時趙也【南化】【幻】【謙】【岩】

【瀧】

※「後趙」の「趙」字は、南化・謙・岩本のみならず、南化本にも見られない。なお、以上の四本に「趙」字が見られないという事は、言い換えれば瀧川本にしか見られないという事であり、瀧川氏の誤りである可能性も考えられる。

〔皆來送葬〕 滝七六、九

○括地志曰

漢太上皇陵在雍州櫟

陽縣北二十五里漢書云高帝十年太上皇崩葬萬年陵

也

●括地志云（南化幻謙岩本云字作曰）漢太上皇陵在雍州櫟陽縣北二十五里漢書云高帝十年太上皇崩葬萬年陵（幻瀧本無陵字）縣（謙岩本作陵）也【南化】【幻】【謙】【岩】【瀧】※水沢博士によれば、「括地志云」の「云」字は、瀧川本のみが「云」と作っているのであり、従って瀧川氏の誤りである可能性がある。金本の佚文も、その証左となろう。

〔具言縮反有端矣〕 滝八三、八

○方言一端緒也

●方言雲端緒也〔南化〕〔幻〕〔謙〕〔岩〕〔瀧〕

〔皆令爲吹樂〕 滝八七、四

○上尺瑞反下音岳以前但有歌兒今加吹樂

〔小人以僂〕 滝八八、二

○注僂音西志反裴駰引史記音隱曰此音宜音肆亦小細貌也南

人呼物小者爲肆四猶細也

●注僂音西志反裴駰引史記音隱一此音宜音肆亦小細貌也南

人呼物小者爲肆四猶細也〔謙〕〔岩〕

○僂先代反又音四僂猶碎也言周末世文細碎鄙陋薄惡小人之

甚

●僂先代反又音四僂猶碎也言周末世文細碎鄙陋薄惡小人之

甚〔南化〕〔幻〕〔謙〕〔岩〕〔瀧〕

※水沢博士は、「注僂音西志反……」の注文は謙本、岩本

にしか書入れられていないとしているが、南化本にも見ら

れる(三九葉右)。更に、金本・南化本では、「僂先代反又

音……」が、「注僂音西志反……」の前に位置している。

なお、「注僂音西志反……」は、「注二僂音ハ西志ノ反……」

と読むと考えられ、従つてこの部分は、「正義」佚文ではないという可能性が想定される。金本・南化本共に、「注僂」は朱で四角く囲われており、別の注として解釈されていたと考えられる。幻・謙・岩本は未見。

〔使人不倦得天統矣〕 滝八八、九

○夏之政忠忠之敵其末世敗壞多威儀若事鬼神周人承殷爲文

其末細碎薄陋文法無有悃誠故

秦人承周不

改其

敵反成酷法嚴刑故漢人承秦苛一約一

三章反

其忠

政

使

民不倦得天統矣故太史公引禮文爲此贊者美

高祖能變易秦敵使萬

姓安寧

●夏之政忠忠之敵其末世敗壞多威儀若事鬼神周人承殷爲文

其末一碎薄陋文法無有悃誠故(幻瀧川本無故)秦人承周不

改其(幻瀧川本無其)敵反成酷法嚴刑故漢人承秦苛法約法

(幻岩本無法)三章反(幻岩本作及)其忠(岩本作患)政

使(岩本無使)民不倦得天統矣故太史公引禮文爲此贊者美

高祖能變易秦敵使百(岩本百譌方)姓安寧〔南化〕〔幻〕

〔謙〕〔岩〕〔瀧〕

卷四十七 孔子世家第十七

〔及晚節色衰愛弛〕 淹五、二

○下式支反謂闕 展也言姬□多也

〔遂居焉〕 淹五二、二

●下式支反謂闕（闕謙本作闕）展也言姬嬪多也〔南化〕

○綽音問

〔楓〕〔三〕〔謙〕〔梅〕〔狩〕〔瀧〕

〔賜長公主嫖〕 淹一四、八

卷四十九 外戚世家第十九

○東宮太后宮

〔因欲奇兩女乃奪金氏〕 淹一五、三

〔及繼體守文之君〕 淹二、三

○奇作倚曰 倚於綺反倚依也問

○繼體謂嫡子繼先祖者也守文謂守先祖法制也

卜筮兩女當貴乃依恃之故奪金氏之女

〔蓋亦有外戚之助焉〕 淹二、五

○內德謂皇后也外戚謂皇后親戚也

●奇作倚一（南化謙狩本倚下有曰）倚於綺反倚依也問（問南化謙本作問）卜筮兩女當貴乃依恃之故奪金氏之女〔南

〔況卑下乎〕 淹四、一

化〕〔楓〕〔三〕〔謙〕〔梅〕〔狩〕〔瀧〕

○言臣子有親愛之情君父虽尊猶不能除

〔景帝以故望之〕 淹一六、七

奪況乎卑下而能止制

乎

○望銜 很也

●言臣子有親愛之情君父雖尊猶不能一（南化楓三謙能下有

●望猶（南化楓三謙本猶作御梅狩本作銜）很也〔南化〕

除字）奪況乎卑下而能止制（南化楓三謙本止制互倒）乎

〔楓〕〔三〕〔謙〕〔梅〕〔瀧〕

〔南化〕〔楓〕〔三〕〔謙〕〔梅〕〔狩〕〔瀧〕

〔昭帝立時年五歲耳〕 淹三〇、二

〔或不能成子姓〕 淹四、四

○漢書曰後元一

年上疾病遂立

○言無子孫

昭帝一

太子年八歲明日武帝崩太子

卽皇帝位五歲者褚先生誤矣

●漢書曰後元二（南化楓三謙梅狩本無二字）年上疾病遂立

昭帝爲（南化楓三狩本無爲字）太子年八歲明日武帝崩太子

卽皇帝位五歲者褚先生誤矣【南化】【楓】【三】【謙】【梅】

【狩】【瀧】

卷五十一 荆燕世家第二十一

〔令其子求事呂后所幸大謁者張子卿〕 滝五、六

○長子卿漢書作澤卿音釋高后紀周勃傳作釋子卿字也

●張子卿漢書作澤卿音釋高后紀周勃傳作釋子卿字也【南化】

【楓】【三】【謙】【梅】【狩】【瀧】

〔乃風大臣語太后〕 滝七、一

○語魚呂反以卑言尊之意也

〔事發相重〕 滝一〇、一一

○謂事發動皆得尊位故云相重

卷六十一 伯夷列伝第一

〔然虞夏之文可知也〕 滝五、六

○伯夷叔齊讓位大統重器天下爲難學者博觀

典籍籍詩書雖缺尚□載堯禪舜及諸子云堯讓許由夏

禹讓卞隨務光引此者蓋美伯

夷叔齊一

讓唯學一

能□

●伯夷叔齊讓位大統重器天下爲難學者博見（南化梅本見字

作觀）典籍一詩書雖缺尚書載堯禪舜及諸子言堯讓許由一

（南化梅狩本有夏字瀧本誤脫）禹讓卞隨務光引此者蓋美伯

夷叔齊之（南化梅狩本無之字）讓唯學者（梅狩本無脫者字）

能知【南化】【梅】【狩】【瀧】

〔此何以稱焉〕 滝六、九

○莊子云湯將伐桀因下隨而謀卞隨曰非吾事也—————

————— 湯遂與伊尹謀

伐桀克之以讓卞隨卞隨曰君之伐桀也

謀乎我必以我爲賊勝桀而讓我也以我爲貪一

吾生平亂世無道之人再來漫我以其辱行吾不忍數聞乃

自投水而死又讓務光務光云廢上非義也殺民非仁也人犯無人

犯無難我享其利非廉也吾聞之曰非其義者不受其祿無道之世

不踐其土況尊我乎吾不忍久見也乃負石自沈於盧水列仙傳云
務光夏時人耳
長七尺好琴服蒲韭

根

●莊子云湯將伐桀因下隨而謀下隨曰非吾事也湯又因務光而謀務光曰非吾事也（南化梅各本無上十四字）湯遂與伊尹（南化梅狩本有謀字）伐桀克之以讓下隨下隨曰君之伐桀也謀乎我必以我爲賊勝桀而讓我也必以我爲貪也（南化梅狩本無也字）吾生平亂世無道之人再來漫我以其辱行吾不忍數聞乃自投水而死又讓務光務光曰廢上非義也殺民非仁也人犯——其難我享其利非廉也吾聞之曰非其義者不受其祿無道之世不踐其土況尊我乎吾不忍久見也乃負石自沈於盧水列仙傳云務光夏時人（南化梅狩本有耳字）長七尺好琴服蒲韭（南化梅本非字作韭）根【南化】【幻】【梅】【狩】【瀧】

「怨邪非邪」 滝一、四

○太史公觀

夷齊作詩而餓死是怨時

邪——怨則兄弟相讓隱於深山□合於——務非怨邪乃干世

主作詩□餓死疑之甚也

●太史公視（南化幻梅本視字作觀）夷齊作詩而餓死是怨時邪非怨時邪則兄弟相讓隱於深山豈合於世務非怨邪乃干世

主作詩而餓死疑之甚也【南化】【幻】【梅】【狩】【瀧】

「可謂善人者非邪」 滝一、七

○太史公言夷齊

之行是善人

邪善人天道常與豈有餓死之責非善人則有交讓廉潔之行天下絕倫或

之甚

●太史公言伯夷（南化梅狩本伯夷二字作夷齊）之行是善人邪善人天道常與豈有餓死之責非善人則有交讓廉潔之行天下絕倫惑（南化幻梅本惑字作或）之甚【南化】【幻】【梅】

【狩】【瀧】

※「伯夷之行」は、幻本も「夷齊之行」に作っている。この事から、滝本だけが「伯夷」と作っていることになる。

「其何如哉」 滝一二、三

○太史公歎天之報施顏回非也

卷六十二 管晏列伝第二

「太史公曰吾讀管氏」 滝九、一〇

○七略云管子十八篇在法家

※滝川、水沢両氏未發表の佚文。南化、梅、狩本にも見え

る。

卷六十三 老子韓非列伝第三

〔觀往者得失之變〕 滝一五、九

○凡治國之道寛緩無事之時則用尊寵名譽之人急難之時則以介胄之士攻伐也言所以養所用皆失之矣

●凡治國之道□□無事之時則用□□名譽之人急難之時則以介胄之士攻伐也言所以養所用皆失之矣【南化】

※水沢本は「無事之時則用」の前後に二文字ずつ空格(□)があるが、金、南化本によって、それぞれ「寛緩」「尊寵」を補うことが出来る。なお、小沢本でもこの四文字が補われている。

〔說難十餘萬言〕 滝一五、一〇

○此中内 外儲注同故不書也 孤憤臣主暗昧賢

良好孤直不得意故云孤憤五蠹韓子曰商賈

作苦窳惡濫器

害五民故曰五蠹說

林謂取衆妙之士諫爭其多若林故云說林說難

說難當人

之心故曰說難已

上

皆韓子篇名也

●一内(南化幻梅狩本内字上有此中二字)外儲□□□□

一(南化幻梅狩本有注同故不書也六字)孤憤臣主暗昧賢

良好孤直不得意故曰孤憤五蠹韓子曰商賈(南化幻梅狩本賈

字作公)作苦窳惡濫器(梅狩本無器字)害五民故曰五蠹說

林謂取衆妙之士諫爭其多若林故云說林說難(南化幻梅狩本

有謂字)說難當人(南化幻梅狩本有主字)之心故曰說難已

上(南化幻梅狩本有者字)皆韓子篇名也【南化】【幻】【梅】

【狩】【蠹】

※金本では、「故云孤憤」と「五蠹韓子曰」との間に一字分の空格があるので、「五蠹韓子曰」以下が別の注である可能性が想定される。更に、南化、幻、梅本では、「孤憤」と「五蠹」との間は改行されている。以上から、「五蠹韓子曰」以下は、正義佚文ではないと考えられる。

〔不能自脱〕 滝一六、六

○凡說諫之道難故作說難書甚具詞理微妙意旨極高太史公所
以盡書錄 一篇篇中與韓微異耳

●凡說諫之道難故作說難書甚具詞理微妙意旨極高太史公所

以盡書一（南化幻梅狩本有錄字）一篇篇中與韓微異耳【南化】【幻】【梅】【狩】【瀧】

※金本では、「極高」と「太史公」との間に空格・改行がある。梅本も改行されてはいるが、空格はない。金本を見る限りでは、「太史公……」以下は別の注文であり、「正義」佚文ではないかのように見えるが、南化・幻本では改行されておらず続けて書かれているので、恐らく金本の誤りであろう。金本と梅本との類似性の高さを著す一例である。

〔必不受收〕 滝一八、三

○前人好學

利攻一疆國乃

陳三皇五帝高遠事情比不收用矣若商鞅說秦孝公以帝道者公欲疆國不收其說也

●前人好崇（南化幻梅本崇字作學）利攻伐疆國而（南化梅本而字作乃）陳三皇五帝高遠事情比不收用矣若商鞅說秦孝公以帝道者公欲疆國不收其說也【南化】【幻】【梅】【狩】

【瀧】

〔不可不知也〕 滝二二、二

○此前諸段咸是談說之難不可不知在知節所說之一

敬而滅其所醜所說之主也言在談說之處咸須

知人主之所敬而文飾之聞醜惡之事而滅絕之然後乃當人主之心

●此前諸段咸是談說之難不可不知在知節所說之所（南化幻梅狩本無所字）敬而滅其所醜所說之主也言在談說之處咸須知人主之所敬而文飾之聞醜惡之事而滅絕之然後乃當人主之心【南化】【幻】【梅】【狩】【瀧】

卷六十四 司馬穰苴列伝第四

〔如其文也亦少褻矣〕 滝八、一〇

○司一兵法閔廊深遠矣雖夏殷周三代征伐未能竟盡其理也如是其文意也以三代用兵亦少褒揚司馬穰苴兵法尚未盡者妙也若區區小齊何暇得申司馬穰苴兵法揖讓乎言不得申

●司馬兵法閔廊深遠矣雖夏殷周三代征伐未能意盡其理也如是其文意也以三代用兵亦少褒揚司馬穰苴兵法尚未盡者妙也若區區小齊何暇得申司馬穰苴兵法揖讓乎言不得申【南化】

【梅】

卷六十五 孫子吳起列伝第五

〔用其次爲隊長〕 滝四、二

○徇行示也

卷六十六 伍子胥列伝第六

〔越王句踐乃以餘兵五千人棲於會稽之上〕 滝一四、九

○上地名也

※滝川、水沢両氏未発表の佚文。南化・梅本にも見える。

なお、三家注本の正義本文にも、「上地名」という記載が見える。

卷七十 張儀列伝第十

〔裁如嬰兒〕 滝三八、八

○裁—— 謂形體也公羊辯而裁之

●裁才代反（梅本無上三字）謂形體也公羊辯而裁之（南化

幻高本無上六字）〔南化〕〔幻〕〔梅〕〔狩〕〔野〕〔高〕〔瀧〕

※「才代反」に關して、南化本にはこの三字が見られるが、

「裁謂形體也」という記載のあと改行を挟んでおり、一見

して、正義佚文とは異なる注釈である可能性が想定される。

また、「公羊辯而裁之」についても、金本によれば、「裁謂

形體也」との間に改行をはさんでおり、正義佚文ではない

と考えられる。

卷七十一 樗里子甘茂列伝第十一

〔而不肯行〕 滝二三、七

○張唐爲卿——

●張唐爲卿故曰張卿（南化幻梅狩本無上四字）〔南化〕

〔幻〕〔梅〕〔狩〕〔瀧〕

〔夫項養生七歲爲孔子師〕 滝二三、九

○尊大尊大

故曰大

●尊——（梅本尊下有尊大尊大三字野本尊下有尊大）其道徳

故曰大〔南化〕〔幻〕〔梅〕〔狩〕〔野〕〔瀧〕

〔王不如齊臣五城以廣河間〕 滝二五、七

○齋——即者

反

割五城廣河開説

甘羅還報秦也

〔高陵君涇陽君而魏母最賢〕 滝三、一

●齋音即齊（南化幻本齊作兮）反（梅本上五字作齋即者反）

○惺苦 廻切

割五城廣河開託（南化幻梅本託作託）甘羅還報秦也〔南化〕

●惺客（南化梅本客字作苦）廻反〔南化〕〔梅〕〔狩〕〔瀧〕

〔幻〕〔梅〕〔狩〕〔瀧〕

〔不然必見欺〕 滝七、一〇

○秦欲魏魏少割地仍求秦質

卷七十二 穰公列伝第十二

●秦欲和魏魏割地仍求秦質〔南化〕〔幻〕〔梅〕〔狩〕〔瀧〕

〔秦昭王母宣太后弟也〕 滝二、二

卷七十三 白起王翦列伝第十三

○穰鄧州理縣冉日嶮反

●穰鄧州穰縣冉日嶮反（梅狩野本無上四字疑非正義注文乎）

〔涉河取韓安邑以東到乾河〕 滝二、七

〔梅〕〔幻〕〔狩〕〔野〕〔高〕〔瀧〕

○乾河源出絳州絳縣東南穀山南流注河是

※幻本では「正義曰穰鄧州理縣」のあと、空格一字分を挟んで「冉日嶮反」と書かれているので、一見するとこの四字も正義佚文であるかのように見受けられるが、金本では、

水冬□□□故□□河

「正義曰穰鄧州理縣」と「冉日嶮反」との間に改行が挟ま

●乾河源出絳州絳縣東南穀山南流注河其（高梅本其字作是）水冬乾夏流故曰乾河〔幻〕〔梅〕〔狩〕〔野〕〔高〕〔瀧〕

れており、しかも両注文の間には相当な距離が隔たれている。従って、後半の「冉日嶮反」の四字は正義佚文ではないとする水沢氏の考証が正しいことは、金本によって明白である。

〔趙孝成王與平陽君平原君計之〕 滝五、一

○□□家云封趙約□□□□

平陽故城在相州臨□縣西二十五里

である。

いとする水沢氏の考証が正しいことは、金本によって明白である。

●趙世家曰封趙豹爲平陽君（南化梅高本平陽君三字作王字）平陽故城在相州臨漳縣西二十五里〔南化〕〔幻〕〔掖〕〔梅〕

である。

平陽故城在相州臨漳縣西二十五里〔南化〕〔幻〕〔掖〕〔梅〕

【狩】【高】【野】【瀧】

〔夫秦王怛而不信人〕 滝一六、一〇

○徐一云一作粗竝音息故反但音丁達反又作怛音子奴反

●徐廣曰一作粗竝音息故反但音丁達反又作怛音子奴反〔瀧本無上十二字依南化梅本補〕〔南化〕【幻】【梅】【狩】【瀧】

〔方投石超距〕 滝一七、八

〇一一一

本械也出地若雞距也然

士跳躍一一

之一出

距
一壯

與否以定勝負也

●超跳躍也（南化梅狩本無上四字南化本後人補此四字）距

木械也一一若雞距一然（南化幻梅高本然字移在壯上）也壯

士跳躍走拔（梅本無走拔二字）之按出（南化梅本無按出二

字）與否以定勝負也〔南化〕【幻】【掖】【梅】【狩】【野】

【高】【瀧】

卷七十四 孟子荀卿列伝第十四

〔作孟子七篇〕 滝四、八

〇〇〇有〇〇〇公明高等孟〇撰趙岐注又一本〇〇〇劉熙撰又一表九〇基母遂撰也

●孟子有萬章公明高等孟軻撰趙岐注又一本七卷劉熙撰又一本九卷基母遂撰也〔幻〕【掖】【梅】【狩】【瀧】

※「一本九卷」は、金本だけでなく南化本も「一表九卷」に作る。

〔先孟子〕 滝五、二

〇三驕一忌衍爽

●三驕驕忌衍爽【梅】【野】【高】【瀧】

※金本はこの注文に「正義曰」の文字が冠されていない。

梅本も同じ。野・高本は未見。

〔終始大聖之篇十餘萬言〕 滝五、五

〇參人〇燕

七録云一一鄒衍撰七略云

鄒子二種合一百

條餘篇者

今唯此又似後人所記

●參人仕燕（幻狩瀧本無上四字）七録云鄒子鄒衍撰七略云鄒子二種合一百（梅本有餘字）條一篇（梅本有著字）亡

今惟此又似後人所記

〔天地之際焉〕 滝七、五

○言一州縣有裨海環繞之凡天下有一 州有大瀛

海環繞其外乃至天地之際也

●言一州縣有裨海環繞之凡天下有九（梅本無九）州有大瀛

海環繞其外乃至天地之際也【南化】【幻】【掖】【梅】【狩】

【野】【瀧】

「始也濫耳」 滝七、七

○六親外祖母一妻父 母二姨妹之子三

兄弟 子四從子五女之子六王弼云父母兄弟

妻子也 鄒子楮 有國者益

淫侈不能爲德須若大雅 整之於

身延及黎庶矣乃作術其終要歸止

乎仁義節儉君臣上下六親之施始初也猶泛濫未能周備故云瀛

耳若江源濫觴

●六親外祖母一妻一（南化梅本有父字）母二姨妹之子三

兄弟（南化本有之字）子四從子五女之子六王弼云父母兄弟

妻子一（南化狩本有也字）鄒子楮（梅本楮作楮）有國者益

淫侈不能尚德須若大雅（南化本有之字）整之一（梅本有於

字）身延及黎庶矣乃作術其終要歸一（南化梅狩本有止字）

乎仁義節儉君臣上下六親之施始初也猶泛濫未能周備故云瀛

耳若江源濫觴【南化】【幻】【梅】【狩】【瀧】

※「六親外祖母一妻父母二姨妹之子三兄弟子四從子五女

之子六王弼云父母兄弟妻子」の部分は、金本には「正義曰」

と冠されていない。なお、南化本では、「正義曰」が冠さ

れているものの、補筆であることは一見して明らかである。

【昭王擁慧先驅】 滝八、五

○慧帚 也擁慧則執帚曲腰掃也言昭王向曲腰

若擁慧先驅之類

●慧帚（梅本有帚字）也擁慧則執帚曲腰掃也言昭王向曲腰

若擁慧先驅之類【幻】【梅】【狩】【瀧】

【作先合】 滝九、七

○先合人主之好乃得見用然後之大道

【炙轂過髡】 滝一三、四

○一一一 亂調疾言也

●調音化（掖梅狩本無上三字）亂調疾言也【南化】【幻】

【掖】【梅】【狩】【野】【高】【瀧】

〔將不利其父母〕 滝四、九

○俗說五月五日生子男書父女書母

〔僕妾餘梁肉〕 滝五、八

○梁——粟

●梁肉梁（梅狩本無上二字）粟〔南化〕〔梅〕〔狩〕

〔孟嘗君待客坐語〕 滝六、一〇

○侍猶當也

〔即使人馳傳逐之〕 滝九、五

○傳驛也

〔齊湣王不自得以其遣孟嘗君〕 滝一〇、四

○作不自德言自嫌无

●——言自嫌无（无瀧川本之誤當作无）德而遣孟嘗

（野本有君字）〔南化〕〔掖〕〔梅〕〔謙〕〔狩〕〔野〕〔高〕

〔瀧〕

〔則齊王孰與爲其國也〕 滝一三、一〇

○謂弗相呂禮欲今齊秦若齊秦不合天下之從集歸於齊魏

弗必走去齊

●親弗相呂禮欲合齊秦若齊秦不合天下之從集歸於齊親（親

瀧川本之誤當作魏）弗必走去齊〔南化〕〔掖〕〔梅〕〔謙〕

〔狩〕〔瀧〕

〔秦必重子以取晉〕 滝一四、一〇

○取晉——齊晉——

●取晉謂齊晉取〔南化〕〔幻〕〔梅〕

〔晉必重子以取秦〕 滝一五、一

○取秦謂親秦

〔孟嘗君置傳舍十日〕 滝一七、四

○傳舍下客所居

〔長鈇歸來乎〕 滝一七、八

○長鈇劍名——

●長鈇劍名古俠反（梅狩本無上三字）〔南化〕〔幻〕〔梅〕

〔狩〕〔野〕〔高〕

〔所期物亡其中〕 滝二五、五

○言市平明萬物皆赴若期會

卷七十六 平原君虞卿列伝第十六

〔非特其末見而已〕 滝五、五

○穎禾穗末也穎脫而出言特出衆穗之表

●穎禾穗末也穎脫而出言特出衆穗之上（各本校記上字作表）

【南化】【幻】【梅】【狩】【野】【高】【灌】

【而未發也】 滝五、八

○言十九人一共

目視之竊笑末

敢發走也發字或作廢者非一毛遂不由十九人而得廢棄也

●言十九人相與（南化梅高本相與二字作共）目視之竊笑末敢發聲也發字或作廢者非也毛遂不由十九人而得廢棄也【南

化】【幻】【梅】【狩】【野】【高】【灌】

【取鷄狗馬之血來】 滝七、六

○周禮盟之用牲天子以牛及馬諸侯以犬及緹大夫以下用雞今

總言之用血未詳

●周禮盟之用牲天子以牛及馬諸侯以犬及緹大夫以下用雞今

總言之用血未詳【南化】【幻】【梅】【狩】

【事成操右券以責】 滝一〇、一〇

○右券上契也言虞卿爲平原取封

事成嘗操

上契之功以責平原報

己之德

●右券上契也言虞卿——（南化梅本有爲平原取封五

字）事成常取（南化梅本常取作嘗操）上契之功以責平原報

己之德【南化】【幻】【梅】【狩】【灌】

※「爲平原取封」の五字は、狩本にも見られる。また、「常取」についても、南化・梅本だけでなく、幻・狩本においても「嘗操」と作っている。

【乃緇公孫龍】 滝一一、六

○繳

音叫繳繞紛亂爭言而相隨近競後

息不能無害君子

●繳（南化梅本繳字作繳）音叫繳繞紛亂爭言而相隨近競後

息不能無害君子【南化】【幻】【梅】【狩】【灌】

【與平陽君爲媾】 滝一三、二

○平陽君趙世家云封趙約爲王平陽故城在相州臨津縣西二十

五里

※滝川、水沢両氏未発表の佚文。南化・幻・梅本にも同じ記載が見える。

【今臣爲足下解負親之攻】 滝一五、三

○郝言爲趙王解負秦親韓魏之攻

【而王獨取攻於秦】 滝一五、六

○言不媾至來年趙獨自取秦之攻

【試言公之私】 滝一七、七

○試言緩之私情何如

卷七十七 魏公子列伝第十七

〔臣之客有能深得趙王陰事者〕 滝三、七

○探音貪亦 作深

●探音貪一（南化幻梅本一字作亦）作深〔南化〕〔幻〕〔梅〕

〔狩〕〔瀧〕

〔偏贊賓客〕 滝五、一

○劉熙云稱人美曰讚讚纂集其美而敘之

〔公子怪之〕 滝五、一〇

○烈 士傳秦召公子無忌無忌不行使朱亥奉

璧一雙謝秦王秦王大怒一 朱亥著虎圈中

亥瞪目視虎背裂血濺虎終不敢動

●列（野本列字作烈）士傳秦召公子無忌無忌不行使朱亥奉

璧一雙謝秦王秦王大怒將（南化梅本無將字）朱亥著虎圈一

（梅本有中字）亥瞪目視虎毗裂血濺虎終本敢動〔南化〕〔幻〕

〔謙〕〔梅〕〔狩〕〔野〕〔瀧〕

〔平原君負糶五矢爲公子先引〕 滝一〇、八

○—————忱—————字伯雍任城人—————

●若胡鹿而短忱時林反字伯雍任城人呂姓晉弦令作字林七卷

〔南化〕〔幻〕〔掖〕〔梅〕〔狩〕〔瀧〕

※〔若胡鹿而短〕という記載は、南化本にも見えない。ま

た南化本では、「忱時林反」は補記されている。

〔不求士也〕 滝二二、二一

○劉伯莊曰 豪者舉之不不論德行

●劉伯莊曰（野高本無上四字）豪者舉之——不論德行〔南化〕

〔掖〕〔謙〕〔梅〕〔狩〕〔野〕〔高〕〔瀧〕

〔竟病酒而卒〕 滝一五、九

○魏釐安王母弟——

●魏安釐王母弟云云（各本校記以下節略蓋非全正義注文）

〔南化〕〔楓〕〔謙〕〔梅〕〔狩〕

卷七十八 春申君列伝第十八

〔而驚犬受其弊〕 滝三、二

○兩虎鬪方困而驚犬亦承制其弊弱

〔累棊是也〕 滝三、四

○累基其高則危也

〔以臨仁平丘〕 滝五、三

○仁一

作任今

任一

城縣

屬濟州一

卷七十九 范睢蔡沢列伝第十九

●仁一（野高本一作或）作任今（野高本無今字）任州（南

化梅狩野高本無州字）城一（南化梅狩本有縣字）屬濟州地

志云任城屬東平國（梅狩野高本無上九字）〔南化〕〔幻〕

〔掖〕〔謙〕〔梅〕〔狩〕〔野〕〔高〕〔瀧〕

〔注齊秦之要〕 滝五、七

○要首腰要得魏氏諸邑又割濮磨之北地而東西注齊秦之畧也

●要首腰要得魏氏諸邑又割濮磨之北地而東西注齊秦之畧也

〔南化〕〔掖〕〔謙〕〔梅〕〔狩〕

〔係脰束手爲羣虜者〕 滝八、九

○係連脰伏縛手而去

〔將惡出兵〕 滝九、五

○將惡必攻隨水

※滝川、水沢面氏未発表の佚文。南化・梅・狩本にも見ら

れる。

〔足以校於秦〕 滝一〇、六

○校敵也

〔其淺者又不足聽也〕 滝八、一〇

○至猶深也極也

〔意者臣愚而不概於王心邪〕 滝八、一〇

○概猶平也唯言秦政教不能例

合於 王心邪

●概猶平也唯言秦政教不能例（瀧本例空格依南化梅本補）

合一（南化梅本有於）王心邪〔南化〕〔幻〕〔梅〕〔狩〕〔瀧〕

〔而釣於涓濱耳〕 滝一一、七

○括地志曰一

泉水源出岐州岐山縣

西南凡一

北流十二里注于渭太公

釣此所謂磻磔

●括地志曰茲（南化幻梅狩本無茲字）泉水源出岐州岐山縣

西南凡谷（南化幻謙梅狩本無谷字）北流十二里注于渭太公

釣此所謂磻磔（梅本作磳）〔南化〕〔謙〕〔梅〕〔狩〕〔瀧〕

〔不足以爲臣恥〕 滝二、七

○漆身豫讓也被髮箕子也

〔人之有心腹之病也〕 滝一九、七

○蠹音妒―柱蟲

●蠹音妒石柱蟲

※金本では、「音妒柱蟲」が小字で書かれている。なお、この注文について、水沢本では典拠史料が記載されていないが、金本の他に南化本にも見られる。

〔披其枝者傷其心〕 滝二一、九

○披折也

※滝川、水沢両氏未発表の佚文。南化・狩・梅本にも見られる。

〔先生曷鼻巨肩〕 滝三五、二

○曷鼻言

也――

有横文若蝸蟲形

●曷鼻―（南化梅狩本有言字）有横文若蝸蟲―（南化梅狩本有之形二字）也脣或作肩言肩高（南化梅本無上七字）

〔南化〕〔幻〕〔謙〕〔梅〕〔狩〕〔瀧〕

〔殆先生乎〕 滝三五、六

○蔡澤實不醜而唐舉戲之揚雄解嘲言蔡澤噤吟而咲

唐舉

誤甚也

●蔡澤實不醜而唐舉戲之揚雄解嘲言蔡澤噤吟而咲（梅狩本笑作咲）唐舉（南化本有唐奉二字）誤甚也〔南化〕〔幻〕

〔梅〕〔狩〕〔瀧〕

〔澤流千里〕 滝三七、九

○王逸云至美曰純齊同曰粹

〔孰與以禍終哉〕 滝四八、一

○王喬周靈―

太子晉也赤松子神農時雨師

也

●王喬周靈王（梅狩本無王字）太子晉也赤松子神農時雨師也〔南化〕〔幻〕〔梅〕〔狩〕〔瀧〕

卷八十 樂毅列伝第二十

〔復滅中山〕 滝二、四

○鮮虞子重更得封中山復符富反

〔輸之燕〕 滝五、一

○鹵掠齊寶器也

〔於是燕昭王收齊鹵獲以歸〕

○收鹵掠而所獲之寶藏器也

●一鹵掠一所獲之寶一器也〔南化〕【幻】【梅】【狩】【瀧】

※金本では、前の注文「鹵掠齊寶器也」に統いてこの注文が書入れられている。南化本でも金本と同様、「收鹵掠而所獲之寶藏器也」に作る。また、南化本では、「鹵掠齊寶器也」と「收鹵掠而所獲之寶藏器也」との間は改行されており、しかも「鹵掠齊寶器也」は一格下げられている。更に南化本では、「收鹵掠而所獲之寶藏器也」に「正義曰」が冠されていない。

〔以警動於燕齊〕 滝六、三

○諸之也言王起望君之日久矣故號望諸君也—————

—————

●諸之也言王起望君之日久矣故號望諸君也太公世家吾望子久矣故號曰太公望（上十五字非正義注文）〔南化〕【幻】

【梅】【狩】【瀧】

〔故沈子胥而不悔〕 滝一一、三

○吳王不悟合先論子胥功績可以封爵之卒不改故沈子胥而不悔責也

〔是至於入江而不化〕 滝一一、四

○化變改也言子胥不早見吳王不同度量則遠近千里合至身入江而不變故責於胥也樂毅早初投於趙得燕王陷於不義身不免於僂辱也

●化變改也言子胥不早見吳王不同度量則遠近千里會至身入江而不變故責於胥也樂毅早初投於趙得燕王陷於不義身不免於僂辱也〔南化〕【梅】

〔然後二子退隱〕 滝一五、一

○言民志□爲罪咎而不 入獄是内

自出若箕子商容是也

●言民志不爲罪咎而一（南化幻梅本有不字）入獄是囚（囚字梅本作内字狩本作門字）自出若箕子商容是也〔南化〕

【幻】【梅】【狩】【瀧】

〔而樂氏之族有樂瑕公樂臣〕 滝一六、九

○巨音詎本□□□□

●巨音詎本作臣者誤〔南化〕【幻】【梅】【狩】【瀧】

〔樂瑕公教樂臣公〕 滝一七、六

○蓋姓也史記不名樂乘樂聞 墓竝
在邯鄲縣南八里蓋音古盍反

●蓋姓也史記不名樂開樂乘（南化梅本樂間樂乘互易）墓竝在邯鄲縣南八里蓋音古蓋反【南化】【幻】【梅】【狩】【瀧】

卷八十一 廉頗藺相如列伝第二十一

〔得楚和氏璧〕 滝二、九

○繆亡又反姓也

※金本では、「正義曰」が冠されておらず、注文は小字で書かれている。南化本でも注文は小字で書かれており、「正義」と補筆されている。

〔臣乃敢上璧〕 滝六、三

○周禮九儀謂公卿

伯子男公卿大夫士

卿恐侯歎

●周禮九儀謂公卿（幻雲云卿者侯之詛）伯子男公卿大夫士

———【南化】【掖】【謙】【梅】【狩】

※南化本では、「上卿恐侯歎」は改行を挟んで書入れられている。

〔肉袒負荊〕 滝一一、五

○肉袒露膊

〔厚遇戰士〕 滝二一、四

○戰士或作□單于者非也

●戰士或本作單于者非也【南化】【掖】【謙】【梅】【狩】

【野】

〔殺者十萬人〕 滝二二、四

○毅滿弓張也言能滿張弓

射

●毅滿弓張也言能滿弦張（南化幻梅狩本弦張二字作張弓）

射【南化】【幻】【掖】【謙】【梅】【狩】【瀧】

〔以千人數〕 滝三二、六

○委僞反以少年先常以委

●委之反以少年先常以委【南化】【掖】【謙】【梅】【狩】

〔單于奔走〕 滝三二、九

○檐檻故

國名在代北

●檐檻胡（南化幻梅狩本胡作故）國名在代北【南化】【掖】

【掖】【謙】【梅】【狩】【瀧】

卷八十三 魯仲連鄒陽列伝第二十三

〔天子下席〕 滝七、三

○天子一顯

王嗣也下席謂居廬寢

苦也又云下席謂崩殯

也

●天子烈一（南化幻梅狩本烈字作顯）王嗣也下席謂居廬寢

苦也又云下席言崩殯（南化幻梅狩本歿字作殯）也〔南化〕

〔幻〕〔掖〕〔梅〕〔狩〕〔野〕〔瀧〕

〔攝枉抱机〕 滝九、四

○枉臥席也抱抱也

〔然后天子南面弔也〕 滝九、八

○殯宮

在西階

也天子弔主人背殯棺於西階南立北面一

哭天子於阼一北立南面弔也

●殯棺（南化幻梅狩本棺字作宮）在西階（南化幻本階字作

塔下同）也天子弔主人背殯棺於西階南立北面而（南化幻梅

狩本無而字）哭天子於阼階北立南面弔也〔南化〕〔幻〕〔掖〕

〔謙〕〔梅〕〔狩〕〔瀧〕

〔定累世之功〕 滝十七、九

○忿悁悁憂貌

〔上書而介於羊勝公孫詭之間〕

○介猶紹介

繼也言與羊勝公孫詭紹繼

相接廁其間

●介猶紹一（南化梅狩本有介字）繼也言與羊勝公孫詭紹繼

相接廁其間〔南化〕〔掖〕〔謙〕〔梅〕〔狩〕〔野〕〔瀧〕

〔豈不哀哉〕 滝二〇、七

○喻曉也

〔有白頭如新〕 滝二一、八

○人以才德相慕至老白頭君新相識

〔傾蓋如故〕 滝二一、八

○人以才德相慕此及下車傾蓋如相識

〔繫阿偏之辭哉〕 滝二六、三

○阿偏謂阿黨之言及偏辭

〔封比干之後修孕婦之墓〕 滝二六、一〇

○讀書傳皆無封比干及修孕婦之墓蓋陽在獄權下此語引欲善

無獸欲自殺

●諸書傳皆無封比干及修孕婦之墓蓋陽在獄權下此語引欲善

無獸欲自殺〔南化〕〔掖〕〔謙〕〔梅〕〔狩〕〔野〕

〔無愛於土〕 滝二八、八

○顏云無所

悵 惜也

●顏曰無愛（南化梅狩本愛字作所）無（南化梅本無無字）

悵（南化梅本悵字作悵）惜也【南化】【椀】【謙】【梅】【狩】

【野】【瀧】

〔何則以左右先爲之容也〕 滝二九、一〇

○言先爲雕刻裝飾欲得爲 萬乘之器也

●言先爲雕刻裝飾故得爲（南化本無爲字）萬乘之器也【南

化】【幻】【椀】【謙】【梅】【狩】【野】【瀧】

〔周用鳥集而王〕 滝三一、三

○顏云文王之得太公非因故舊若鳥鳥暴集也

●顏云文王之得太公非因故舊若鳥鳥暴集也【南化】【幻】

【椀】【謙】【梅】【狩】【野】【瀧】

卷八十四 屈原賈生列伝第二十四

〔嫺於辭令〕 滝二、五

○閑雅也

〔謹厚以爲豐〕 滝一六、五

○—— 襲亦重也

●重直龍反（梅狩本無上三字）襲亦重也【南化】【幻】【梅】

【狩】【瀧】

〔俟罪長沙〕 滝二三、六

○——嘉惠詔命——

——

●顏云恭敬嘉惠詔命俟作竢同（南化幻本無同而有曰竢古候

字五字）待也（梅狩本無上六字）【南化】【幻】【梅】【狩】

【瀧】

〔坐宣室〕 滝三五、四

○淮南子云武王殺殷紂於宣室漢蓋取舊名以名殿也

卷八十五 呂不韋列伝第二十五

〔非有以奉獻於親〕 滝五、一

○親謂安國君——

華陽夫人

●親謂安國君及（南化本有本作皮皮恐及乎七字注梅本無及

字）華陽夫人【南化】【幻】【梅】

〔舉立以爲適而子之〕 滝五、一〇

○言華陽夫人舉才建

安國君嫡嗣而

又養之一

子一爲

嗣也

●言華陽夫人舉才建（南化幻梅本才達二字作才建）子而爲

安國君嫡嗣而（南化幻梅本無而字）又養之爲（梅本無爲）

嗣也〔南化〕〔幻〕〔梅〕〔狩〕〔瀧〕

※水沢本には、「爲安國君嫡嗣而（南化幻梅本無而字）」と

有るが、南化本には実際には「而」の字が書入れられてい

る。一方で「舉才達子而」の「而」は書入れられていない。

つまり金本の注文と全く同じである。

〔以呂不韋爲丞相〕 滝九、一

○莊襄立丞相至始皇又改爲相國秦有左右丞相高帝置一丞相

十月

更名相國孝

惠高后置置左右丞相文帝置一丞相有兩父

哀帝更名大司徒也

●莊襄立丞相至始皇又改爲相國秦有左右丞相高帝置一丞相

後一（南化幻梅本有十月二字）更名相國孝（南化幻梅本孝

作考）惠高后置置左右丞相文帝置一丞相有兩長（梅本無長字）

史（南化幻梅本史作父）哀帝更名大司徒也〔南化〕〔幻〕

〔梅〕〔狩〕〔瀧〕

〔秀當有萬家邑〕 滝一三、一

○漢宣一元康元年以杜東原上爲初陵更名

韓爲杜陵在

萬年縣東南

十九一

里從始皇七年

更

太后至宣帝

元康元年一百七十四年

●漢宣帝元康元年以杜東原上爲初陵更改（南化幻梅本改作

名）韓爲杜陵一（南化梅本有在字幻本有東字）萬年縣東南

二十五（南化幻梅本二十五三字作十九二字）里從始皇七年

葬（南化幻梅本葬作更）太后至宣帝（南化幻梅本有元康二

字）一一元年一百七十四年〔南化〕〔幻〕〔梅〕〔狩〕〔瀧〕

卷八十六 刺客列伝第二十六

〔吳王乃止〕

滝四、八

○公子光諸樊之子也

〔使形狀不可治〕 滝九、九

○呂氏春秋云豫讓欲報趙襄子滅鑿去眉云云

●呂氏春秋云豫讓欲報趙襄子滅鬻去眉云云【南化】【幻】

【掖】【謙】【梅】【狩】【瀧】

【以事其君者也】 滝一〇、八

○吾爲極難者令天下後代爲大臣懷

之故 漆身吞炭所以不事襄子也 二心者愧

●吾爲極難者令天下後代爲人臣懷（梅本重懷字）二心者愧

之故（幻掖謙狩本故字作胡）漆身吞炭所以不事襄子也【南

化】【幻】【掖】【謙】【梅】【狩】【瀧】

※金本は、「大臣」の「大」の字を朱で「人」に訂正して

いる。

〔濮陽嚴仲子事韓哀侯〕 滝一二、九

○年表云韓□侯三年盜殺韓相俠

六年韓嚴殺其君韓世家竝同戰國策云保走而抱□侯竊政刺□

兼中哀侯按世家及年表列侯後次文侯文侯後次哀侯凡三世也

列侯三年至哀侯六年二十年

其縣隔未詳孰

信傳信疑傳疑兩存之

是蓋太史公

●年表云韓列侯三年盜殺韓一俠（梅本俠作倅）累又云哀侯

六年韓嚴殺其君韓世家竝同戰國策云保走而抱哀侯竊政刺之

兼中哀侯按世家及年表列侯後次文侯文侯後次哀侯凡三世也

列侯三年至哀侯六年三十年（南化幻本三十年作二十七年梅

本作二十年）其縣隔未詳孰（幻本孰作熟）是蓋太史公（南

化幻梅本無公字）信傳信疑傳疑兩存之【南化】【幻】【掖】

【謙】【梅】【狩】【瀧】

〔生得失則語泄〕 滝一六、六

○言多人不生擒韓相其言即漏泄也又一曰

多人殺韓相不能無被生擒得之者也其語必泄也

●言多人不生擒韓相其言即漏泄也又一曰（野本無上十七字）

多人殺韓相不能無被生擒得之者一其語必泄一（野本泄字下

有之字）【南化】【幻】【掖】【謙】【梅】【狩】【野】【瀧】

〔遂以死〕 滝一七、五

○謂自剝其面皮決其眼睛

〔嚴仲子知吾弟〕 滝一八、二

○乃於本邑中而言一

●乃於本邑中而言也【南化】【幻】【梅】【野】【瀧】

〔禍必不振矣〕 滝二四、一

○振動也言遣

楚將軍禍必不

動矣

● 振動也言舍（南化梅本舍字作遣幻本作遣）楚將軍禍必不

動矣【南化】【幻】【掖】【梅】【狩】【瀧】

〔置之匈奴〕 滝二四、八

○ 謂不須更言

〔智深而勇沈〕 滝二五、四

○ 言沈審也

〔跪而蔽席〕 滝二五、七

○ 一 謂引導田光

● 爲導（南化本無爲導二字）謂引導田光【南化】【幻】【掖】

【謙】【梅】【狩】【瀧】

〔以順適其意〕 滝二九、四

○ 所字下有欲字者非也

〔可謂深矣〕 滝三〇、四

○ 一 一□及購千金是遇深矣

● 戮（南化幻梅本戮字作言）家室及購千金是遇深也（梅本

也字子作矣）【南化】【幻】【掖】【謙】【梅】【狩】【瀧】

〔畏約無窮時〕 滝三八、六

○ 言久結其約契逃避不敢出有何窮極時

〔太過〕 滝四〇、一

○ 太子丹質於秦秦 王遇之無禮不得意欲

歸秦王不聽謬曰烏頭白馬生角乃可丹仰天嘆焉即

謂之烏頭白馬生角王不得已遺之爲機發橋欲陷丹

過之橋爲不 發

● 太子丹質於秦秦（南化本不重秦字）王遇之無禮不得意欲

歸秦王不聽謬曰烏頭白馬生角乃可丹仰天嘆焉乃（南化梅本

乃字作即）謂之烏頭白馬生角王不得已遺之爲機發橋欲陷丹

過之橋爲不（南化本無不字）發【南化】【幻】【掖】【謙】

【梅】【狩】【瀧】

卷八十七 李斯列傳第二十七

〔人面而能彊行者耳〕 滝三、七

○ 言處卑賤之人如禽獸終日食之觀 視其肉

徒有人面強行於地

● 言處卑賤之人如禽獸終日食之觀（南化梅本作觀）視其肉

徒有人面強行於地【南化】【幻】【狩】【瀧】

〔欲有所會其度〕 滝一、二

○言二人得

攝一尺之權

柄即生變動欲有

其度類

———

●言二人得結（幻梅本無結字）攝一尺之權（幻本權字作結）

柄即生變動欲有（南化幻梅狩本有會字）其度數（南化幻梅

本數字作類）度徒故反【南化】【幻】【梅】【狩】【瀧】

※南化本では「言二人……其度類」が天に書入れられているのに対し、「度徒故反」は地の部分に書入れられている。

この点に関して水沢博士は、「按依南化本校計度徒故反四字疑非正義注文」と記している。金本には「度徒故反」の記載は見られないので、水沢氏の考証が正しいことが金本によって確認できる。

五、おわりに

以上、「秦始皇本紀」から「魏豹彭越列伝」までに涉って、

斯道文庫蔵『史記題評』書入れの『正義』佚文を翻刻した。斯道文庫蔵本に見られる『正義』佚文のうち、量的には約半分程度を公開したに過ぎないが、それでも金本（斯道文庫蔵『史記題評』）の『正義』佚文の価値・性格が、ある程度は明らかになったと思われるので、最後にそれについて述べておきたい。

まず第一点に挙げられるのが、金本の『正義』佚文には、数はずかではあるものの、滝川、水沢両氏が発表することのなかったものが含まれているという事である。これらの佚文は、全て南化本にも見られるのであって、南化本の影印が公開されている現在では、さほど高い価値を有さないと考えられよう。しかし、『史記正義』佚文研究、ひいては『史記』のテキストとして今なお高い評価を得ている『史記会注考証』、『史記会注考証校補』両書に収録されていない『正義』佚文を公開することは、決して無益ではないと筆者は考える。更に言えば、滝川・水沢両氏未公開の南化本所載の『正義』佚文の信憑性を、斯道文庫蔵本によって証拠づけることも可能であると考えることも出来よう。

二点目に、滝川・水沢両氏が収集した正義佚文は、まだまだ校訂が不足していると思われるが、それに際して、金本所収の

正義佚文が有力な材料となりうる、ということが挙げられる。

三点目として挙げられるのが、梅仙本（梅本）、則ち秋梅仙手沢建仁寺両足印本との関連性である。梅仙本に関しては、一、書入れに南化本と極めて類似点が多く、従って祖本が同一と考えられること、二、しかも梅仙本の書入れが行われた時期は、南化本よりも遅れる可能性が高いこと、の以上二点がすでに水沢博士によって指摘されているが、一方で、金本所収の『正義』佚文を、他の諸本に見える佚文と比較し異同を調べてみると、特に梅仙本のみと完全に一致する箇所が大量に見られるのである。金本との書入れの系統を探る上で、梅仙本との関連性の深さは、十分に注意されて然るべきであると考えられるが、これについては、稿を改めて論じることにはしたい。

〔注〕

(1) 趙翼『廿二史劄記』、鄭鶴声『司馬遷年譜』（一九三二、上海商務印書館）の説による。

(2) 『史記』卷十二孝武本紀の索隱注に、「韋稜云、褚家傳褚少孫、梁相褚大弟之孫、宣帝代為博士、寓居于沛、事大儒王氏、號為先生、續太史公書。」とある。また、『漢

書』卷三十藝文志には、「馮商所續太史公七篇。」とある。

(3) 『史通』卷十二古今正史第二に、「史記所書、年止漢武。太初已後、闕而不録。其後劉向・向子歆及諸好事者、若馮商・衛衡・揚雄・史岑・梁審・肆仁・晉馮・段肅・金丹・馮衍・韋融・蕭奮・劉恂等、相次撰續、迄於哀平間、猶名史記。」とある。

(4) 『史記索隱』後序に、「然古今為注解者絕省、音義亦希。始後漢延篤乃有音義一卷（後略）……」とある。

(5) 後漢から唐代までの『史記』の注釈については、『史記索隱』後序、『隋書』『旧唐書』の「経籍志」、『新唐書』『宋史』の「芸文志」、宋陳振孫の『直齋書録解題』などに詳しい。更に、旧題柳宗元の『龍城録』や、『旧唐書』卷百八十九上儒学列伝上にも記載が見られる。

(6) 『史記』合刻本の刊行については、水沢利忠『史記會注考証校補』（一九五七―七〇、史記會注考証校補刊行會）第五章に詳しい。

(7) 例えば『四庫全書總目提要』卷四十五には、「唐張守節撰。守節始末、未詳。據此書所題、則其官為諸王侍讀率府長史也。是書據自序三十卷、晁公武・陳振孫二家所録、

則作二十卷。蓋其標字列註、亦如索隱、後人散入句下、
「已非其舊。至明代監本、採附集解・索隱之後、更多所刪
節、失其本旨。」とある。

(8) 一九三二―三四、東方文化学院 一九五六―六〇、史
記会注考証校補刊行会訂正再版。

(9) 例えば、小沢賢二「史記正義佚存訂補」(水沢利忠『史
記正義の研究』所収 一九九四、汲古書院)の凡例(六
六一―六六四頁)には、計三十の典拠史料が挙げられて
いる。

(10) 前掲水沢利忠『史記正義の研究』七六五―七七八頁。

(11) 水沢利忠「史記之文献学的研究」(前掲水沢『史記会注
考証校補』所収)第二章一八三頁。

(12) 前掲水沢「史記之文献学的研究」第二章二一五―二一
六頁。

(13) 『史記正義佚存』の詳細については、前掲小沢「史記正
義佚存訂補」の「解説」(前掲水沢『史記正義の研究』七
六五―七六七頁)を参照。

(14) 前掲水沢「史記之文献学的研究」第五章二五九―二六

〇頁。

(15) 前掲水沢「史記之文献学的研究」第二章一一八―一一
九頁。

(16) その例は枚挙に暇がないほどであるが、「老子韓非列伝」
の正文「不能自脱」に対する金本・梅仙本の「正義」佚
文の類似性などは、その好例といえよう。